

ますます重要性の高まる共同研究開発の円滑な遂行のために

# 基礎から学ぶ『共同研究開発契約』の実務

～ 共同研究開発契約の基礎を平易に解説 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 1月 11日(金) 13:00～16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《ご参加頂きたい方》

知的財産部門、法務部門、総務部門、研究開発部門などの関連部門において、共同研究開発契約の実務、交渉などを担当される方

講師 佐藤経営法律事務所  
弁護士・米国公認会計士・公認内部監査人 佐藤 孝幸 氏



講師紹介 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。外資系銀行において金融業務、米国大手会計事務所において国際税務コンサルティング業務、大手総合商社において契約法務等に従事。2002年4月 佐藤経営法律事務所開設。複数の企業の社外監査役も務める。主な著書として『実務契約法講義』(民事法研究会)、『英文契約書の読み方』(かんき出版)、『ただいま授業中 内部統制がよくわかる講座』(かんき出版)、『詳解 監査役の実務』(中央経済社)がある。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

182103-0303 (※) 基礎から学ぶ『共同研究開発契約』の実務

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問 (FAQ) は当会HPにてご確認ください。(TOP)→[公開セミナー]→[よくあるご質問]

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

## ・プログラム・

### ■開催にあたって■

近年の著しい技術革新の結果、技術が極めて高度かつ複雑なものとなり、さらに、よりスピーディな技術開発が求められていることから、従来のように、個別企業単位で研究開発を行っていたのでは、研究開発に費やす金銭的・時間的なコストが膨大となるうえ、技術レベル、技術開発力における効率性の追及という面からも、他の企業(官・学)と共同で研究開発を行うケースが増えています。

本講座では、不確実性故に難易度の高い共同研究開発契約の交渉、作成、レビューにかかわる研究開発部門、知的財産部門および法務部門などの管理部門の方々を主な対象に、共同研究開発契約の交渉・作成上のポイントを独占禁止法上の論点も含めて基礎からわかりやすく解説いたします。共同研究開発契約に携わったことのない初心者の方のご参加もお待ちしております。

### 1. 共同研究開発契約の特徴

- ・研究開発の目的についての十分なコンセンサス
- ・合理的で効果的な研究開発の業務分担
- ・産学連携における特殊性

### 2. 共同研究開発の目的・対象の設定

### 3. 業務と費用の分担

- ・業務の分担
- ・費用の分担

### 4. 情報交換と秘密保持

- ・共同研究開発契約締結前における秘密保持契約と情報交換
- ・共同研究開発期間中における秘密保持義務と情報提供・交換 など

### 5. 第三者への業務委託

### 6. 共同研究開発の成果の帰属と利用、成果の公表

- ・共同研究開発成果の帰属
- ・共同研究開発成果の利用
- ・独占禁止法上の問題
- ・成果の公表 など

### 7. 他の研究開発の禁止

- ・独占禁止法上の問題など

### 8. 契約期間、共同研究開発の中止、契約の終了

- ・契約期間
- ・共同研究開発の中止
- ・共同研究開発契約の終了
- ・契約当事者の離脱 など

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。

※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。